

中小企業信用保険法第2号第5項第5号の規定による 認定申請書様式(八)の使い分けについて

<認定基準>

申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。

指定業種については中小企業庁のホームページをご覧ください。

<様式の使い分け>

